平成28年7月22日 第11806号

| Time  |
|---|
| 佐   |
| 接機機機機機機機関のの名  |
| 情報政策課   |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任<br>② 政治団体の代表者等の公表<br>資金管理団体の解散<br>1 定取消し               |
| 世上地改良区役員の退任及び就任<br>上地改良区役員の退任及び就任<br>政治団体の代表者等の公表<br>管理団体の解散<br>での指定取消し |
| " " 選 耕   |

### ◎岡山県告示第四百六号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

平成二十八年七月二十二日

**5院,診療所又は薬局** 

松田病院 武田医院 ₩ 箊 玉野市和田三丁目1-苫田郡鏡野町入48-1 严 12 指定年月日 H28. 6. 1 H28. 6. 1

山県知事 伊原木 隆 太

岡

### ◎岡山県告示第四百七号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年七月二十二日

指定訪問看護事業者等

岡山県知事 伊原木 隆 太

| KISI               |                     |
|--------------------|---------------------|
| 医療法人社              | 谷                   |
| 療法人社団和風会           | 柊                   |
| 津山市田町122           | 主たる事務所の所在地          |
| 訪問看護ステーショ<br>ンなかしま | 訪問看護ステーショ<br>ン等の名称  |
| 津山市田町119-20        | 訪問看護ステーション等<br>の所在地 |
| 地球に<br>大ーション       | 変更事項                |
| <b>津山市田町119-27</b> | <b>凌</b><br>更<br>前  |
| 津山市田町119-20        | 漫                   |
| H28. 3.14          | 変更年月日               |

### ◎岡山県告示第四百八号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

平成二十八年七月二十二日

院,診療所又は薬局

| 名 祭 原设计 1 网络公里山居内 | 所在地          | 廃止年月日     |
|-------------------|--------------|-----------|
| 医療法人松和会松田病院       | 玉野市和田三丁目1-20 | H28. 5.31 |
|                   |              |           |

山県知事 伊原木 隆 太

岡

### ◎岡山県告示第四百九号

る法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとお 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す

平成二十八年七月二十二日

り指定した。

岡 Ш 県 知 事 伊 原 木 隆 太

| 事業者の名称               | 主たる事務所の所在地    | 居宅介護事業所の名称       | 居宅介護事業所の所在地   | 指定年月日     |
|----------------------|---------------|------------------|---------------|-----------|
| 社会福祉法人経山会            | 総社市久米48-1     | 特別養護老人ホーム飛鳥の里三清荘 | 笠岡市関戸837-1    | Н28. 5. 1 |
| 一般財団法人共愛会            | 苫田郡鳑野町吉原312   | 小規模多機能型居宅介護気楽亭   | 苫田郡鏡野町吉原336   | H28. 5.1  |
| 合資会社在宅介護サービスたんぽ<br>ぽ | 井原市下稲木町1268-1 | グループホームたんぽぽ      | 井原市下稲木町1268-1 | H28. 6.22 |

### ◎岡山県告示第四百十号

る法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとお 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す

平成二十八年七月二十二日

り指定した。

岡 Ш 知 事 伊 原 木 隆 太

| H28. 6.22 | 井原市下稲木町1268-1 | グループホームたんぽぽ      | 井原市下稲木町1268-1 | 合資会社在宅介護サービスたんぽ 井原市下稲木町1268-1<br>ぽ |
|-----------|---------------|------------------|---------------|------------------------------------|
| Н28. 5. 1 | 笠岡市関戸837-1    | 特別養護老人ホーム飛鳥の里三清荘 | 総社市久米48-1     | 社会福祉法人経山会                          |
| 指定年月日     | 介護予防事業所の所在地   | 介護予防事業所の名称       | 主たる事務所の所在地    | 事業者の名称                             |

### ◎岡山県告示第四百十一号

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出が 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

平成二十八年七月二十二日

事業者

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 介護予防     医療事業者       国会 | 居宅介護 医療<br>事業者 風会  | 居宅介護 医療<br>支援事業 風会 | 居宅介護 社会<br>事業者 谷福   | 種類         |
|-------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|------------|
| 法人社団和                   | 法人社団和              | 法人社団和              | 社会福祉法人閑谷福祉会         | 名称         |
| 津山市田町122                | 津山市田町122           | 津山市田町122           | 和気郡和気町日笠下1<br>613-5 | 主たる事務所の所在地 |
| 訪問看護ステーション<br>なかしま      | 訪問看護ステーション<br>なかしま | 居宅介護支援事業所な<br>かしま  | グループホームもみじ<br>の里    | 事業所の名称     |
| 津山市田町119-2<br>0         | 津山市田町119-2<br>0    | 津山市田町119-2<br>0    | 和気郡和気町日笠下1945       | 事業所の所在地    |
| 事業所の所<br>在地             | 事業所の所<br>在地        | 事業所の所<br>在地        | 事業所の所<br>在地         | 変更事項       |
| 津山市田町119-27             | 津山市田町119-2<br>7    | 津山市田町119-2<br>7    | 和気郡和気町日笠下6<br>31    | 変更前        |
| 津山市田町119-2<br>0         | 津山市田町119-2<br>0    | 準山市田町119-2<br>0    | 和気郡和気町日笠下1945       | 変更後        |
| H28. 3.14               | Н28. З.14          | H28. 3.14          | H28. 4. 1           | 変更年月日      |

## ◎岡山県告示第四百十二号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年七月二十二日

解除予定保安林の所在場所

木

太

真庭市蒜山下長田字サカツキ五四の二九 の四三から五四の四六まで (以上五

筆国有林)

三 解除の理由

水源の涵養

保安林として指定された目的

道路用地とするため

## ◎岡山県告示第四百十三号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年七月二十二日

太

解除予定保安林の所在場所

苫田郡鏡野町羽出字細越一七〇三の二五

保安林として指定された目的

解除の理由

三

道路用地とするため

## ◎岡山県告示第四百十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

条第一項の規定により、 次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、 岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

岩屋地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標

木

太

一号と二十三号を結んだ線に囲まれた区域

| "          | IJ        | 11   | "     | "    | "     | "          | "        | "        | "     | "         | "         | "          | "        | "      | "    | 岡山        |
|------------|-----------|------|-------|------|-------|------------|----------|----------|-------|-----------|-----------|------------|----------|--------|------|-----------|
| "          | IJ        | "    | 11    | 11   | 11    | 11         | 11       | 11       | 11    | 11        | 11        | 11         | 11       | 11     | 11   | 県津山       |
| "          | IJ        | "    | 11    | 11   | 11    | 11         | "        | 11       | 11    | "         | "         | "          | "        | "      | 11   | 市大字中北上字岩谷 |
|            |           | "    | "     | "    | 字岩谷   | "          | "        | "        | "     | 字岩屋公      |           |            | 字岩屋公     | 字日の歯   | "    | 字岩谷       |
| 五六三番一地先河川敷 | 七五〇番地先河川敷 | 七六九番 | 七六六番四 | 七八五番 | 七六五番二 | 七二六番       | 七三五番一    | 五八八番一    | 五九〇番一 | 字岩屋谷五九〇番二 | 五六九番地先水路敷 | 五六四番一地先道路敷 | 字岩屋谷五六七番 | 奥五六九番  | 五七二番 | 五五六番      |
| 二十三号       | 二十二号      | 二十一号 | 二十号   | 十九号  | 十八号   | 十五号から十七号まで | 十三号及び十四号 | 十一号及び十二号 | 十号    | 九号        | 八号        | 七号         | 六号       | 四号及び五号 | 三号   | 一号及び二号    |

## ◎岡山県告示第四百十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

条第一項の規定により、 次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、 岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

池田地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標

太

仕一号と二十九号を結んだ線に囲まれた区域

| IJ          | 11   | 11          | 11    | 11       | 11     | 11       | 11   | 11        | "        | "         |          | "           |     | "           | 11       | 11       | 岡山          |
|-------------|------|-------------|-------|----------|--------|----------|------|-----------|----------|-----------|----------|-------------|-----|-------------|----------|----------|-------------|
| IJ          | 11   | IJ          | "     | 11       | IJ     | 11       | 11   | 11        | "        | "         |          | "           |     | 11          | "        | 11       | 県倉 敷        |
| IJ          | IJ   | IJ          | IJ    | IJ       | IJ     | IJ       | IJ   | IJ        | IJ       | "         |          | "           |     | IJ          | IJ       | IJ       | 県倉敷市真備町辻田字池 |
| "           | "    | "           | "     | "        | "      | "        | "    | "         | "        | "         |          | "           |     | "           | 字池田      | 字西ノ谷     | 字池田         |
| 一<br>大      | 一六   | 一大          | 一大    | 一大       | 一<br>大 | 一大       | 一大   | <u></u> ∓ | 一<br>五   | 一<br>玉    |          | 一<br>大      |     | 一<br>大      | 一大       | 一大       | 一<br>六      |
| 六二七番        | 六一二番 | 六<br>一<br>一 |       | 六〇七番     | 六〇六番   | 六〇五番     | 六〇二番 | 五九八番      | 五九七      | 九七        |          | 六三〇         |     | 六二四番        | 六一七番     |          |             |
| <b>T</b>    | 番一   | 番           | 六〇八番二 | <b>番</b> | ハ<br>番 | 番        | 番一   | <b>香</b>  | <b>番</b> | 五九七番地先道路敷 |          | 番           |     | 番           | <b>番</b> | ノ谷一六一六番三 | 六一三番二       |
|             |      |             |       |          |        |          |      |           |          | 敷         |          |             |     |             |          |          |             |
| 二十二号から二十五号ま | 二十一号 | 十九号及び二十号    | 十八号   | 十七号      | 十六号    | 十四号及び十五号 | 十三号  | 十一号       | 十号及び十二号  | 八号        | から二十九号まで | 七号、九号及び二十七号 | 十六号 | 四号から六号まで及び二 | 三号       | 一号       | 一号          |

で

五

落札者の氏名及び住所

年政令第三百七十二号)に基づき、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し 特例を定める政令 (平成七

平成二十八年七月二十二日

岡山県知·

原 木

太

山県全庁共通システム  $\mathcal{O}$ 更新に係る機器  $\mathcal{O}$ 借上げ及び保守

平成二十八年十二月 日 か ら平成三十三年十一月三十日まで

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

三

岡山市北区内山下二丁目四番六号

几 落札者を決定した日

平成二十八年七月十二日

TTファイナンス株式会社

広島県広島市中 区立町二番二七号

六

落札金額

一月当たり五、 二二四円 (うち消費税額及び 地方消費税の額四二三、

七九

七

契約の相手方を決定した手続

般競争入札

入札公告日

八

平成二十八年五月三十

平成二十八年岡 児童福祉 法 山県保育士試験 (昭和二十二年法律第百六十四号) (後期) を次 いのとお 第十八条の り実施する 第二項  $\mathcal{O}$ 規定に

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

試験の日程及び場所

験は、 筆記試験及び実技試験とし、 実技試験は、 筆記試験 0) 全科目 合格者に 0

て行う。

- 筆記試驗
- (1)試験日 平成二十八年十月二十二日 (土曜 · 日 ) 及び 同月二十三日
- ② 場 所 別途受験者に通知する。
- 2 実技試験
- 試験日 平成二十八年十二月十一日(日曜日)
- ② 場 所 別途受験者に通知する。

一試験の免除

- 幼稚園教諭免許状を有する者
- 筆記試験の一部及び実技試験の全部を免除する。
- 2 幼稚園教諭免許状を有する者で あ って厚生労働大臣が定める基準に該当す
- 申請により筆記試験の全部及び実技試験の全部を免除する。
- 三 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 者として厚生労働大臣の定めるも 十二単位以上修得した者、 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 同条の高等専門学校を卒業した者その 第一 条の大学に二年以上在学し 他こ れ
- 2 を有すると認定した者であって、 教育を修了した者 第二項の規定により大学への入学を認めら る児童福祉 学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、 おい (通常の て同じ。) 課程以外の お 又は文部科学大臣におい 児童福祉施設 課程により れた者、 お (児童福祉法第七条第一 通常の課程による十二年の れに相当する学校教育を修了し 二年以 てこれと同等以上 上児童 同法第九 項に規定す

- 3 お て、 五年以· 上児童の保護に従事した
- 4 大臣 定 8 る基準に 従 知 事が 適当な資格を有すると認めた者
- 5 上の資格を有すると認定し 通常の課程による十二年 平成三年三月三十一 日までに学校教育法第一条 の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以  $\mathcal{O}$ 高等学校を卒業し た者若し
- 6 八年三月三十一 日までに学校教育法第一 条の高等学校 0 保育科を卒業し

### 四 受験申請書の配布

に入る大きさのもの 「手引き請求」と朱書きし 受験申請書の送付先を明記した返信用封筒 一七 を同封し 八五三六 郵送で請求すること。 て、 東京都豊島区高田三丁目 般社 団法人全国保育 (角形二号  $\widehat{A}$ 士養成協議会保育士試 四サ 九番 ズ  $\mathcal{O}$ 用紙 が 宛て、

## 五 受験申請書の受付期間

があるものまで有効とする。) 平成二十八年七月 日 (金曜日) から同月二十七日 (水曜日) まで 同 付 け  $\mathcal{O}$ 

## 六 受験申請書の提出先

般社 団法 人全国保育士養成協議会保育士試験事務センタ 宛て簡易書留 で郵送す

### 七 受験手数料

験申請書に同封されてい 請書の指定位置に 万二千七百円  $\frac{1}{2}$ る て提出すること。 払込用紙を使用 二千四 百円) て郵 便局にて納付 (別途郵送料 が 必要となる。) その受領証を受験

# 八 保育士試験の問い合わせ先

九 几 人全国保育士養成協議会保育士試験事務セン (電話〇一二〇

用する! 四 同法第五条第三項の 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一号) 次 の大規模小売店舗の 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 11

配慮すべき事項に の日までに知事に意見書を提出することができる。 公告に係る大規模小売店舗 て意見を有する者 を設置する者がそ 同法第  $\bar{\mathcal{O}}$ 辺  $\mathcal{O}$ 地域 項 0  $\mathcal{O}$ 規定に 生活環境の より、

平成二十八年七月二十二日

Щ 知事 原 木

太

出事項の

大規模小売店舗の名称及び 所 在

ズデンキ

所在 地 浅口市鴨方町 六条院中一三三一 ほ

カュ

届出 住所及び代表者 の氏

2

名称 NTTファイナンス株式会社

東京都港区港南 一丁目二番七〇号

代表者の氏名 代表取

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者 (変更前) 及び 【表者の

名称 ファイナン ス 株式会社

住所 東京都港区芝浦 目二番一号

代表者の氏名 代表取締役 田 幸

(変更後) 名称 NTTファイナンス株式会社

工

住所

東京都港区港南

目二番七〇号

代表者の氏名 代表取締役 坂井 義清

(変更前) 株式会社ビッグ エ ス 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者の

氏名

(2)

住所 香川県高松市多肥上 町

代表者の氏 代表取 大坂 尚 登

(変更後) 株式会社ビ ツグ 工 ス

住所 高松市多肥上  $\bigcirc$ 

変更年月日

代表者の氏名

代表取締役

達也

平成二十八年五月六日ほ

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間 平成二十八年七月二十二日から同年十一月二十二日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成二十八年七月十一日

[三一五] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定によ

り、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十八年七月二十二日

星田池土地改良区

土地改良区

一の名称

| 岡山県知事 |
|-------|
| 伊     |
| 原     |
| 木     |
| 隆     |
| 太     |

|        |        |       |          |          |       |       | 片山   | 大塚     | 山<br>辺 | 妹尾    | 妹山     | 佐藤    | 小野    | 守屋      | 池田       | 妹尾    | 谷森    | 川上    | 杉本樟之佐 | 氏   | 退任役員 | 退任       |
|--------|--------|-------|----------|----------|-------|-------|------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|---------|----------|-------|-------|-------|-------|-----|------|----------|
|        |        |       |          |          |       |       | 章雄   | 幹<br>男 | 勝彦     | 満     | 昭和     | 英一    | 邦宏    | 雅陽      | 孝一       | 金次    | 政臣    | 亀     | 之佐    | 名   | 役員   | 退任及び就任役員 |
| 浅田     | 小野孝    | 植田田   | 村上       | 池田       | 有安    | 植田    | 片山   | 大塚     | 山<br>辺 | 妹尾    | 妹山     |       |       |         |          |       |       |       |       | 氏   | 就任役員 | 役員       |
| 保      | 郎      | 暉     | 文男       | 信夫       | 繁騎    | 修弘    | 章雄   | 幹<br>男 | 勝彦     | 満     | 昭和     |       |       |         |          |       |       |       |       | 名   | 役員   |          |
| IJ     | 11     | 11    | "        | "        | "     | "     | 11   | "      | "      | IJ    | "      | 11    | 11    | 11      | 11       | 11    | "     | "     | 小田郡   | ſ   | 主    |          |
| IJ     | "      | "     | "        | "        | "     | "     | 11   | "      | "      | "     | "      | "     | "     | "       | 11       | "     | "     | "     | 郡矢掛町  |     |      |          |
| 五六     | 小田一一   | 東川面一  | <i>"</i> | 西川面三三〇   | 宇内七六六 | 本堀一五九 | 四八   | 小田一八   | 東川面二   | 西川面一  | 宇内一六六四 | 本堀七三七 | 小田一〇  | 東川面一五八二 | <i>"</i> | 西川面一  | 宇内五九五 | 本堀一一七 | 小田四四  | Ē.  | 听    |          |
| 五六六七一一 | 一一九九一七 | 面一五三六 | 五七一      | $\equiv$ | 六六    | 九     | 四八三八 | 一八七五   | 面二四九   | 面一三四三 | 六六四    | 七     | 一〇六四一 | 五八二     | 六三三      | 面二四二一 | 五一二   | 七00   | 四六八   |     |      |          |
| 四      | 七      |       |          |          |       |       |      |        |        |       |        |       | _     |         |          |       |       |       |       |     |      |          |
|        |        |       |          |          |       |       |      |        |        |       |        |       |       |         |          |       |       |       |       |     |      |          |
| "      | "      | "     | "        | "        | "     | "     | "    | "      | "      | "     | "      | "     | "     | "       | "        | "     | "     | "     | 理事    | 事の別 | 理事監  |          |

佐藤

頼夫

IJ

IJ

本堀五三七-四

江 末 田

博志 勇 保

髙月真喜子

小田五一五八 小田五一五八

11 11 11 11

小田五六六七-

## ◎岡山県選管告示第五十八号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

岡 Щ 県 選 挙 管 理

員

長

岡

本

研

吾

員

平成二十八年七月二十二日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

佐藤みちこを育てる会

佐 田

藤 渕

倫

子 夫

本

洋

森

下

晴

森 福

下

晴

夫

倉敷市茶屋町早沖一七六五

若林あきお後援会

片田八重美後援会

政治団体の名称

代表者の氏名

優

杉 会計責任者の氏名 本

節 男

之

高梁市川面町五七〇

苫田郡鏡野町上齋原八八○

主たる事務所の所在地

届出年月日

平成二八・ 六・一五

六・三〇

山田まさゆき後援会

寺 尾

和 IJ

Щ

田 惠

子

中

村 和

夫

IJ

兀

## ◎岡山県選管告示第五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年七月二十二日

| 前 |
|---|
| Щ |
| 県 |
| 選 |
| 挙 |
| 管 |
| 理 |
| 委 |
| 員 |
| 숲 |
|   |

| اعدا      | .,       | .,     | <del>-1.1.</del> -    |         | $\equiv$      | .,       |         | /⇒  | 占                |         | _     |           |
|-----------|----------|--------|-----------------------|---------|---------------|----------|---------|-----|------------------|---------|-------|-----------|
| 岡山県宅建政治連盟 | ,,       | ,,     | 英和会                   | 政治団体の名称 | その他の政治団体(政    | ,,       | "       | 信支部 | 自由民主党岡山県電気通      | 政治団体の名称 | 政党の支部 |           |
| 山上健一      | "        | "      | 中島秀樹                  | 代表者の氏名  | (政党及び政治資金団体以外 | "        | "       |     | 世 山 茂            | 代表者の氏名  |       |           |
| JI        | 会計責任者の氏名 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地            | 異動事項    | 4以外の政治団体)     | 会計責任者の氏名 | 代表者の氏名  |     | 主たる事務所の所在地       | 異動事項    |       |           |
| 秋山昭憲      | 真 野 安 泰  | 中島秀樹   | <b>倉敷市中島二一六一</b>      | 新       |               | 市本信雄     | 中山茂     |     | 倉敷市上東三八一-九       | 新       |       |           |
| 有 森 健 児   | 石 崎 崇 一  | 水田大助   | <b>倉敷市船穂町水江一二八二-一</b> | Ш       |               | 房宗誠一     | 佐々木 恒 彦 |     | 岡山市北区津島東四-六-一七-三 | В       |       | 委 員 長 岡 本 |
| "         | "        | "      | 平成二八                  | 異動年     |               | "        | "       |     | 平成二八             | 異動年月日   |       | 研         |
| 五 二四      | "        | "      | 平成二八・ 六・二五            | 動年月日    |               | "        | "       |     | 平成二八・ 六・一七       | 月日      |       | 吾         |

◎岡山県選管告示第六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年七月二十二日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

辻田勝之後援会 政治団体の名称

宝

会

代表者の氏名

岡 藤

﨑

平成二七・一二・三一 平成二八・ 六・ 八 Щ 管 理 委

員

岡

員 長 岡

本

研

吾

◎岡山県選管告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十八年七月二十二日

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

Щ

会

宝

資金管理団体の名称

資金管理団体で

なくなった年月日

平成二七・一二・三一

本

長

岡

岡 Щ

管 理 委 員

員

吾

研